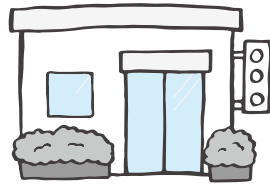


小規模事業者等持続化給付金

(第2期)

売上が減少した事業者を対象に事業の継続を支援する給付金を給付します。



▼給付額

① 20%以上50%未満の場合
20万円

② 50%以上の場合 10万円

▼申請に必要な書類

① 申請書

② 誓約書

③ 請求書

④ 6～8月及び前年同月の売上が確認できる書類

⑤ 直近の確定申告書の写し

⑥ 町内で事業を営んでいることが確認できる書類

▼締切り

令和3年1月15日(金)まで(消印有効)

- ・町内に事業所があり、町内で事業を営んでいる。
- ・事業を継続する意思がある。
- ・6～8月までの月の1か月の売上高が、前年同月と比較して、最も売上減少率の大きい月において20%以上減少している。

※その他、資料等の追加提出を依頼する場合があります。

※本支援制度の詳細は町ホームページをご覧ください。

※既に3～5月の売上で申請し、給付金を受け取った事業者も再度申請できます。

- ・中小企業信用保険法第2条第1項または第3項に該当する。
- ・町税を滞納していない。

問 産業観光課

☎ (61) 5719

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

ひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給しています。

▼対象 次のひとり親家庭等の方

- ・収入が減少した
- ・公的年金等受給者
- ・家計が急変した

※収入(所得)制限があります。

▼締切り 令和3年1月29日(金)

問・申

ひとり親世帯臨時特別給付金
コールセンター
☎ 0120(400)903
平日9時～18時

子育て支援課 ☎内線306



障害年金を受給しているひとり親家庭の方の「児童扶養手当」の受給条件が見直されます

「児童扶養手当法」の一部改正により、令和3年3月分から、障害年金を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わります。

障害年金を受給しているひとり親家庭の方は、障害年金が児童扶養手当額を上回る場合には、手当の受給が難しい状況でしたが、児童扶養手当の額と、障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるよう見直されます。

▼手続き

既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則申請不要です。

それ以外の方は、申請が必要です。なお、令和3年3月1日(月)より前であっても、事前申請は可能です。

▼支給開始月

令和3年3月分から

問 子育て支援課

☎内線306

イベント等の規模縮小のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、規模を大幅に縮小して開催します。

令和2年度大磯町賀詞交換会

町条例表彰者の表彰式のみで開催とし、被表彰者を中心とした関係者のみで行います。

感染症予防のため、ご理解、ご協力をお願いします。

▼とき

1月4日(月) 10時30分～

▼ところ

保健センター 2階研修室

問 政策課 ☎内線213

消防出初式

参加者を限定して実施します。なお、一般の方の見学はご遠慮ください。

▼とき

1月10日(日) 10時～

▼ところ

保健センター 2階研修室

問 消防総務課

☎ (61) 0911

